



# とうほくふるさと情報

H27年3月版①

～東京司法書士会でピックアップした東北関連の情報をお届けします～



## どーなってるの？損害賠償！

### 原発ADR和解仲介事例etc.

東京電力に対する直接請求が困難なケースでも、原発ADRにおいて請求が認められるケースもあります。例えば以下のような和解仲介事例が、発表されています。

#### 1. 精神損害賠償に関する和解仲介事例

震災時には、中部地方に居住しており、震災後の平成24年4月に旧緊急時避難準備区域の実家に戻り就職予定であったが内定が取り消されてしまったという申立人につき、旧緊急時避難準備区域からの避難者と同視できるとして、平成24年8月までの精神的損害180万円の賠償算定がなされました。（平成26年9月2日成立事例より）

#### 2. 宅地の財物損害に関する和解仲介事例

帰還困難区域に住んでいた申立人所有の土地の、登記上の地目は宅地ではなく山林であったが、航空写真や公図等の客観的資料の他、別荘販売の情報誌に別荘地として販売している旨の記載がある等諸般の証拠を考慮して、現況は宅地であると認定され147万6580円の賠償算定がなされました。（平成26年9月4日成立事例より）

※ 但し、本件仲介事例により、必ずしも今後同一又は類似の事案におきまして、直ちにスタンダードとなる訳ではございません。この点ご了承下さい。  
また、各賠償項目について、東京電力に対する直接請求に合意できないという場合は、上記原発ADRの他、民事訴訟という手段もございます。



## 岩手

2月2日釜石市と市内の見守り事業所は、高齢者の見守りに関する協力協定を結びました。

例えば、①新聞が郵便受けにたまっている、②頻りに罵声や物を投げる音があり虐待の可能性があると、いった気がかりな世帯があった場合、市内の生活応援センターと情報共有をして、対応の迅速化を図るそうです。

(岩手日報 2015/2/3 より抜粋)



## 宮城

仙台市は新年度より、地域の消費喚起を目的とした国の交付金を活用し、2割増し商品券を発行するそうです。1枚1000円の商品券12枚つづりが1セットで、割り増し分2000円の部分に交付金を充当するそうです。

交付金を使った割り増し商品券の予算化は、東北では初めてで今後詳細を詰め夏までには発売を目指しているそうです。

(河北新報 2015/2/10 より抜粋)

## 福島

2月9日、田村市都路町の旧緊急時避難準備区域に在住の住民105世帯339人が、原発事故により自然豊かな地域での生活や団らんを奪われたとして、東京電力と国に対し一人1100万円、総額約37億円の慰謝料を求めて福島地方裁判所郡山支部に提訴したそうです。

(福島民報 2015/2/10 より抜粋)

## 面談による相談（予約制）

- 東京司法書士会総合相談センター（四谷・金曜 17時～20時）

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区本塩町9-3(JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分)

- 三多摩総合相談センター（立川）

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル 202-A

(JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分)



## 電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後3時45分 ※通話料はご相談者様の自己負担となります。